

令和7年度 弘前市立北辰中学校いじめ防止基本方針

北辰中学校 校長 岩渕 智恵

1 「北辰中学校いじめ防止基本方針」の策定に当たって

本方針は、校長が「いじめ防止対策推進法」及び「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」やその行動計画、「いじめ防止対策推進法に基づく取組」に基づき、本校生徒が、いじめのない笑顔あふれる学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見及び対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（「いじめ防止対策推進法」第2条）と定義されている。

(2) いじめに対する基本姿勢

- ・「いじめは絶対にゆるされない、重大な問題である」という強い認識をもつこと
- ・「いじめは、全ての子どもに起こりうる問題である」という危機意識をもつこと
- ・「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

いじめ克服のためには、子ども相互が、互いの違いを認め合うとともに、規範意識をもち、仲間とともに問題を主体的に解決しようとする力をもつことが不可欠である。本校では、その認識を基盤に、いじめの未然防止・克服のため、保護者や関係機関、地域社会と連携しながら、人権教育や道徳教育を含め、粘り強く取り組む。

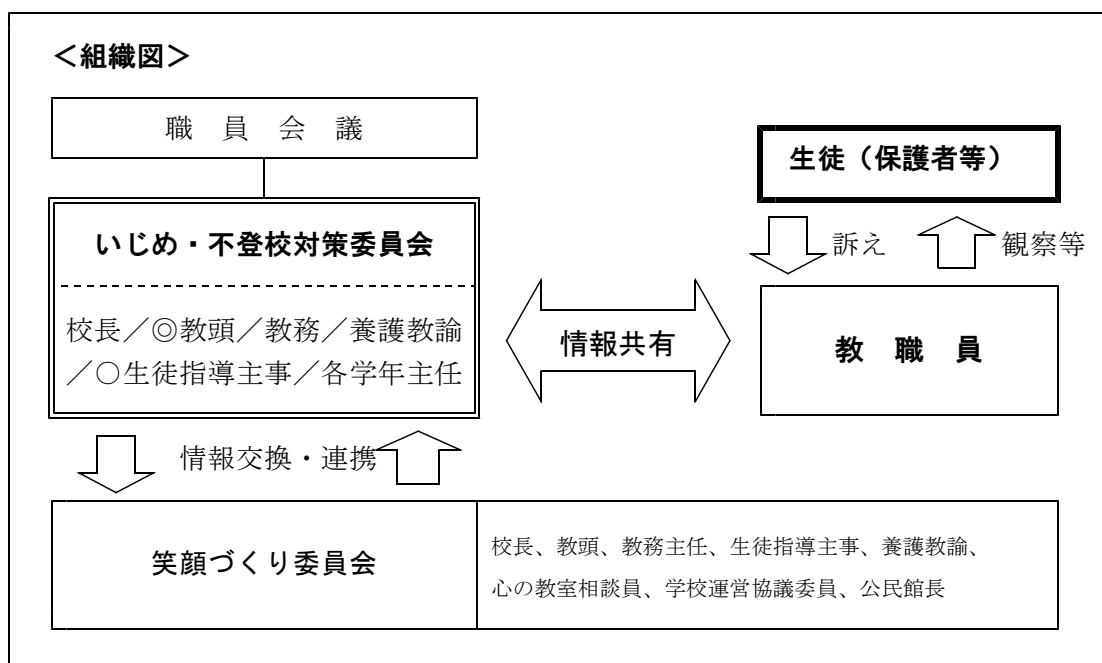
(3) いじめの態様（※SNS上も含むことに特に留意する）

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる※
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる※
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる※
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする※
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする※
- ・スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされたり、個人情報やアップされたりする※（留意したいこと）

一見、けんかや、ふざけ合いのようにみえても、いじめ防止等の観点に照らし合わせ、背景にある事実・事情の調査を進め、いじめの疑いのある場合は、速やかに関係機関に報告するなど、迅速かつ適切に対応する。

4 体制について

(1) 平常時の組織



- ・いじめ・不登校対策委員会は、いじめ防止・対応の中核である。全体の共通理解が速やかに進むよう、ICT（共有フォルダ・チームズ等）や職員会議を活用する。
- ・教職員は、生徒に対する日頃の観察や、生徒からのサイン、直接・間接的な相談や訴え、アンケート結果に基づき、① 迅速に対応し、教頭に報告する。② 教頭は、校長に速やかに報告するとともに、③ いじめ・不登校対策委員会を招集し、組織的に対応※する（※情報共有、関係機関への報告、役割分担による指導、家庭との連携）。
- ・いじめ・不登校対策委員会は、いじめ防止に関する取組について、年間計画に基づき、全教職員で取組を進めるとともに、随時取組の検証を行う。
- ・いじめ（疑いも含む）が発生した場合は、教頭の指示の下、生徒指導主事が中心となり、当該学年と連携しながら、時系列に客観的な事実をまとめ、必要に応じて、他の生徒に対する聞き取りを行うとともに、保護者等との連携を進める。
- ・笑顔づくり委員会は、年に2回開催し、いじめに関する取組の報告等を行うとともに、地域の情報の共有を進める。

3 未然防止等の考え方

(1) 未然防止について

- ・授業や学級活動等を基盤とし、いじめの起きにくい環境づくりを進める。
→重点：道徳教育、あいさつ運動、標語づくり、生徒総会「いじめ撲滅宣言」
- ・心を育てる教育活動を充実させるとともに、学校行事等における自主的な活動を尊重する。→重点：道徳教育、北中祭、宿泊行事、スポーツフェスティバル
- ・定期的な相談、アンケートを行うとともに、日頃の観察を進め、生徒理解を行う。
→重点：教育相談、生活アンケート、アセス

(2) 早期発見・対応について

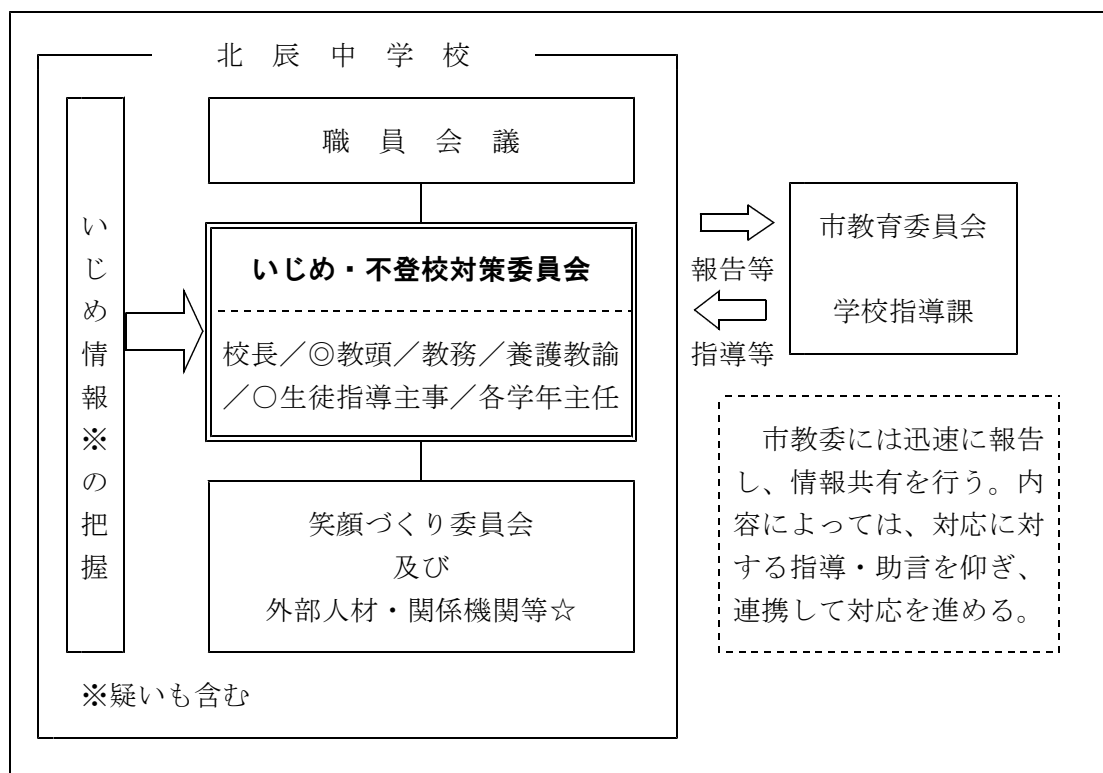
- ・学級担任はもちろん、全教職員が子どもの表情や行動の小さな変化に気を配る。
- ・子どもたちの嫌がらせやかからかい、無視、排除などの些細なトラブルを見逃さない。
- ・いじめ（疑いも含む）の情報は、早めに交換し合い、教頭の指示の下、生徒指導主事を窓口とし、速やかに対応する。
- ・生徒指導主事が策定した間計画に基づき、いじめ早期発見・対応の観点から、教育相談・生活アンケートを実施し、生徒の悩みや人間関係の困り感を把握する。

(3) 保護者・地域との連携

- ・校長は、本校で進めている「いじめ防止」の取組を積極的に保護者・地域に紹介し、理解・協力をお願いする。
- ・教頭は、学校行事等（例：あいさつ運動）について、保護者・地域にいじめ防止の観点から協力を依頼し、子どもたちへの声がけなど、協働歩調で取組を進める。
- ・学級担任は、学年主任の指示の下、生徒の様子について、日頃から保護者と情報交換を進め、信頼関係を構築する。また、いじめ（疑い）等が発生した場合は、関係生徒の保護者に対し、事実関係を報告し、協力を求める。

4 いじめ（疑いも含む）の対応

(1) 対応の流れ



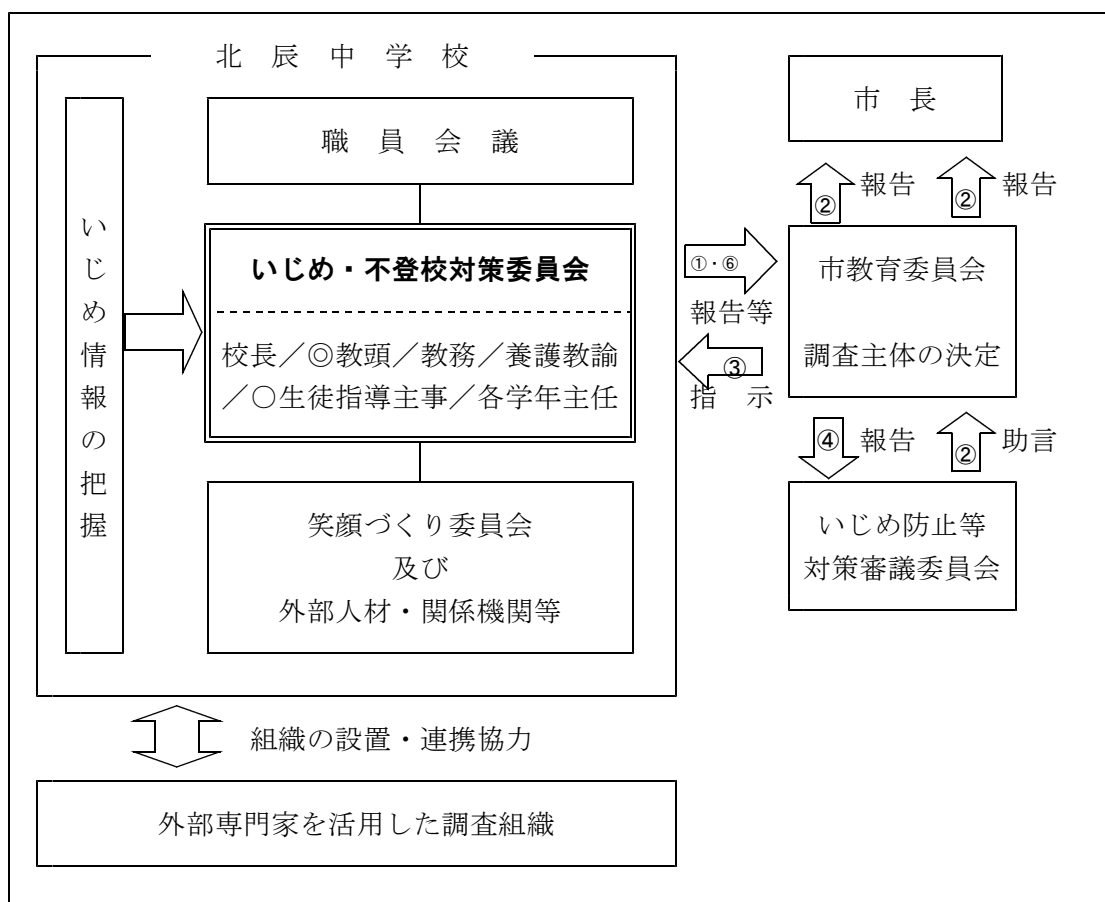
☆必要に応じて、学校医や関係機関・外部専門家の助言・協力を受ける

(2) 重大事態発生時の対応の流れ

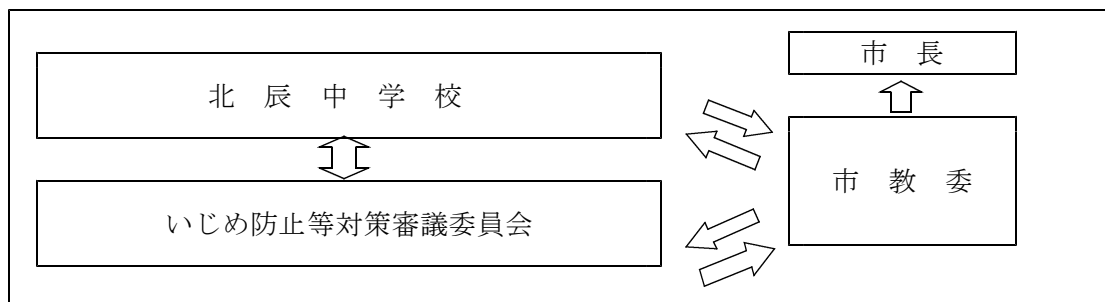
重大事態（疑いを含む）とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※児童生徒や保護者からいじめによる重大な被害が生じたという申立てがあったときは、必ず重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

◎ 学校が調査主体となる場合



◎ 教育委員会が調査主体となる場合（略図）…詳細は教育委員会の指示による



調査結果の提供と報告

- ・学校（※教育委員会）は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ・学校は、調査によって明らかになった事実関係について教育委員会に報告する。
また、（※教育委員会は、）いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合、その児童生徒や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて、教育委員会（※市長）に提出する。

※教育委員会が調査主体となる場合

5 いじめ解消について

いじめ解消については、少なくとも次の2つの要件を満たし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

○要件1：いじめに係る行為が3か月以上完全に止んでいること。

○要件2：被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

6 具体的な「いじめ防止」に関連した年間の取組

月	未然防止の取組	アンケート・相談等	校内体制
4	保護者への説明・啓発 学級びらき あいさつ運動・修学旅行	いじめアンケート①	いじめ・不登校対策委員会の組織確認 ・基本方針の確認
5	情報モラル教室・遠足 生徒総会・スポーツフェスティバル	いじめアンケート② アセスⅠ、教育相談	笑顔づくり委員会 アセスⅠの分析等
6	命の健康教室・中体連	いじめアンケート③	
7	全校体験学習	いじめアンケート④ 全校三者面談	
8	あいさつ運動	いじめアンケート⑤	校内研修（生徒指導）
9	中体連新人戦・北中祭	いじめアンケート⑥	
10	合唱コンクール	いじめアンケート⑦ アセスⅡ・教育相談	アセスⅡの分析等
11	立志式	いじめアンケート⑧	
12		いじめアンケート⑨ 全校三者面談	学校評価による反省
1	あいさつ運動	いじめアンケート⑩	次年度基本方針の検討
2		いじめアンケート⑪	笑顔づくり委員会
3	卒業生を送る会	いじめアンケート⑫	次年度基本方針の確認